

解約通知書

申入日:西暦 年 月 日

株式会社ステータス 殿

下記標記物件の賃貸借契約を解約致したく、御通知させていただきます。

尚、申入日から物件の引渡日までの日数が解約予告期間に満たない場合、

申入日から1ヶ月分の賃料相当額をお支払い致します。

また、解約月の日割家賃等の精算に関しましては、解約月の家賃等の口座振替完了後、
退去精算が確定した後に返金されることをあらかじめ了承致しました。

物 件 名: _____ 号室

御解約日: 西暦 年 月 日頃

御契約者名: _____ 印

※御注意

“中旬”“末”ではな
く、数字で御記載
ください。

御解約理由: 転 勤・転 職・就 職・卒 業・手狭な為・郷里に帰る・更新時期の為
その他(_____)

転居までの連絡先: _____ () [自宅・勤務先・携帯・その他]

_____ () [自宅・勤務先・携帯・その他]

(出来る限り2か所以上お知らせください)

転 居 先:住所 _____

電話 _____ ()

フリガナ _____

敷金返金先口座: _____ 銀行 _____ 支店

普通・当座・()預金 口座No. _____

フリガナ _____

口 座 名 義 _____

玄関の鍵: 正本 _____ (本) 複製 _____ (本)

※御注意

“ゆうちょ銀行”
“新生銀行”の口座
は御指定が出来ま
せんので、御了承
ください。

以上

* 解約に関する注意事項 *

1. 解約のお申出は、退去される1ヶ月前迄に行なって下さい。
とりあえず、電話にて弊社ステータスまで御連絡下さい。その上で「解約通知書」を弊社宛に御郵送下さい。(お電話では正式な受付とはなりません。御解約日の記載及びご本人様のご署名・ご捺印のある「解約通知書」の御郵送の消印日をもちまして、正式な受付とさせていただきます。)
 2. 解約のお申出を頂いた後、原則としてそれを取消すことは出来ません。
 3. **お引越迄に公共料金等の精算(電気・ガス・水道・電話・新聞等)を必ず御済ませ下さい。**
 4. お部屋の引渡しにつきましては、お客様と弊社担当者 **立会いの上で行ないます。** お引越日が決まりましたら、遅くとも2週間前迄には立会いの出来ます日付・時間の御連絡をお願い致します。(弊社定休日の水曜日、及び日曜日・祝祭日を除いた曜日の午前10時から午後4時までの間で御指定ください。)
 5. 立会後はお部屋に入れなくなりますので、**荷物及び処分するもの(特に粗大ゴミなど)を残さないようお願い致します。**(万一、残っている場合には別途処分費用が必要になる場合がございます)
 6. 明渡し日(立会日もしくは鍵を御返却頂いた日)が、解約予定日より遅延した場合は、解約予定日より明渡し完了までの賃料の倍額を御請求させて頂く場合がありますので御注意ください。
- 尚、手続上御不明な点がございましたら、弊社まで御問合せ下さい。



株式会社 **ステークス**

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目10番12号

プレリー日本橋5階

TEL 03-5797-8610

FAX 03-5797-8611